

鶴川プロジェクト拠点施設 内覧会参加者募集の お知らせ

申・問 活力創生課 地域支援係 ☎72-5175



大分空港利用者や九州圏内の観光客を新たに国東市に呼び込むため、その中心的な役割を担う拠点施設(テレワーク施設、デジタル交流ギャラリー・チャレンジショップ)を国東町鶴川に建設しました。市民向けの内覧会を行いますので、ご希望の方は是非ご参加ください。施設の本格稼働は令和5年秋を予定しています。

開催日 5月24日(水)、5月31日(水)

時間 午前11時～正午

※参加をご希望の方は開催日前日までに、電話または二次元コードからお申し込みください。



5月は「消費者月間」です 消費生活出張相談を 開催します

問 国東市消費生活センター(活力創生課内)
☎72-5183



消費者月間統一テーマ

デジタルで快適、消費生活術
～デジタル社会の進展と消費者の暮らし～

消費生活出張相談を開催します(予約制)

相談員が各町に出向き、事業者との間に生じた消費生活上のトラブルについて、解決のための助言や情報提供を行います(無料・秘密厳守)。国東市消費生活センターまで、お気軽にご相談ください(前日までに要予約)。今後、市報「相談」コーナーの中でもご案内していきます。

相談例:クーリングオフをしたい、身に覚えのないハガキが届いた、借金の返済など。

地区	日時	場所
国見	6/19(月) 午前10時～正午	みんなかん
武蔵	7/24(月) 午前10時～正午	武蔵総合支所
安岐	8/21(月) 午前10時～正午	安岐総合支所

※国東市消費生活センター(活力創生課内)では随時相談をお受けしています。

まき 薪作り教室を開催します

申・問 林業水産課 林業係 ☎72-5198

自宅などで薪を利用する方を対象に「薪作り教室」を開催します。教室に参加した方には参加証明書を交付します。この証明書は薪ストーブ・薪割り機の補助金申請に必要です。

日時 6/17(土)、10/21(土)、1/20(土)
午前9時～正午

会場 国東森林組合(国東町小原)

対象者 市内在住者

参加料 無料

定員 各10名

申込期限 各開催日の10日前まで



がけ地などの危険区域からの居住移転に対する 補助制度があります

申・問 財政課 財産管理係 ☎72-5165

土砂災害特別警戒区域などのがけ地にある住宅の移転に要する費用の一部を補助します。

補助内容 ①現在お住まいの住宅の除去等に要する費用(上限97万5,000円)
②代替住宅建設等に要する費用の借入金の利子相当額(上限421万円)
①と②の併用可。

申請期限 8月31日

補助に関する注意事項

事前申請が必要です。また、別途詳細な要件がありますので、詳しくは財政課までお問い合わせください。

住宅の耐震化、危険ブロック塀などの除去に 補助制度があります

申・問 財政課 財産管理係 ☎72-5165



①住宅の耐震化に対する補助

昭和56年5月以前に着工された木造住宅は、大地震が発生した際、倒壊の危険性が高いとされています。市では、木造住宅の耐震化に対して費用の一部を補助します。

耐震診断

診断士がお宅に訪問し、住まいの耐震性を正確に診断します。

補助対象 昭和56年5月31日以前に建てた木造住宅

補助金額 全額補助(審査手数料として5,500円が必要)
※住宅の状況によっては別途費用がかかる場合があります。

申請期限 12月15日

耐震改修

耐震診断により、改修が必要になった木造住宅を改修する場合に、その工事にかかる費用の一部を補助します。

補助対象 耐震診断を行った結果、基準を満たさなかったもの

補助金額 経費の3分の2以内(上限100万円)
ただし、次のいずれかの場合、経費の5分の3以内(上限120万円)
・床面積の合計が180㎡以上
・昭和34年以前に建築された住宅
・診断の評点が1階2階とも0.4未満
・所有者が65歳以上(所得制限あり)

申請期限 12月15日
(工事完了期限は令和6年1月末)

【耐震アドバイザー派遣制度をご利用ください】

木造住宅耐震診断士が自宅に訪問し、無料で耐震診断に関する相談に応じます。大分県建築士事務所協会(☎097-537-7600)にお申込みください。

②危険ブロック塀などの除去に対する補助

地震発生時にブロック塀などの倒壊が多発しています。ブロック塀などの倒壊で通行人などに危害を加えてしまうことがあります。塀の安全を確保することは、所有者の責務です。市では、危険なブロック塀などの除去に要する費用の一部を補助します。

補助対象 コンクリートブロック造、れんが造、石造、その他組積造による塀

補助要件 次の要件をすべて満たし、市が危険であると確認したもの

- ・道路に面するもの
- ・高さ1m以上のもの(道路地盤面から1m以上)
- ・ひび割れまたは傾きが認められるもの

補助金額 除去に要する費用の2分の1以内(上限10万円)

申請期限 12月15日
(工事完了期限は令和6年1月末)

補助に関する注意事項

上記①②の補助制度は、ともに事前申請が必要です。また、別途詳細な要件がありますので、詳しくは財政課までお問い合わせください。